

公益社団法人 全日本病院協会
医療従事者無料職業紹介業務の運営に関する規程

事業所名 公益社団法人 全日本病院協会
医療従事者無料職業紹介所

第1条 求 人

- 1 本所は、国内の医療従事者、国外においてはベトナム社会主義共和国、ネパールからの出入国在留管理及び難民認定法に基づく特定技能(介護分野に限る。)に係る職業紹介に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理いたします。
ただし、その申込み内容が法令に違反し、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令(労働基準法及び職業安定法等)違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理いたしません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接に来所され、所定の求人票によりお申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件を予め書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため予め書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項を予めこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2条 求 職

- 1 本所は、国内の医療従事者、国外においてはベトナム社会主義共和国、ネパールからの出入国在留管理及び難民認定法に基づく特定技能(介護分野に限る。)に係る職業紹介に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理いたします。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理いたしません。
- 2 求職申込みは、求職者がベトナム社会主義共和国、ネパール在住の場合は、弊会と業務協定を締結している各国の取次機関を経由し、これ以外の場合の求職申込みは、本人が直接来所され、所定の求職票によりお申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。

第3条 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人の方には、その希望に適合する求職者を紹介できるよう極力お世話いたします。
- 3 紹介に際しては、求職の方に紹介において従事することとなる業務内容、

賃金、労働時間その他の労働条件を予め書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため予め書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、それらの方法以外の方法により明示を行います。

- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には紹介状を発行するので、求職の方はその紹介状を持参してください。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介をいたしません。

第4条 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対してその報告をしてください。また、本所の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が、就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所の当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新か否かを確認し、又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対して、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いは一切いたしません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、国内の医療従事者、国外においてはベトナム社会主義共和国、ネパールからの出入国在留管理及び難民認定法に基づく特定技能(介護分野に限る。)に係る職業紹介です。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

附則

本規程は、令和8年5月16日から施行する。

令和8年5月16日

代表者 公益社団法人 全日本病院協会
医療従事者無料職業紹介所
会 長 神 野 正 博